

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 令和7（2025）年12月22日（月）午前10時開始
2 開催場所 栃木県庁舎北別館会議室201
3 出席委員 委員長 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 阿部 健一 弁護士
委員 飯村 耕介 宇都宮大学准教授
委員 岡田 豊子 建築士
(出席委員4名)
4 審議対象期間 令和7（2025）年4月1日から令和7（2025）年9月30日まで
5 対象案件 総数 830件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

（1）報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況及び指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の適用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 審議案件の選定理由について
阿部委員から審議案件事案を選定した理由について報告がありました。

（2）審議事項

- 1 「一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その2」について
・工事箇所 栃木市大町
・県土整備部河川課発注（一般競争入札）
- 2 「一級河川巴波川地下捷水路電気通信設備工事その4」について
・工事箇所 栃木市大町外
・県土整備部河川課発注（一般競争入札）
- 3 「崩壊土砂防護柵工事 梅ヶ丘2その1（補助砂防）」について
・工事箇所 梅ヶ丘2 足利市西宮
・県土整備部安足土木事務所発注（指名競争入札）
- 4 「橋梁補修工事 矢板塩谷線その1（道路メンテ）」について
・工事箇所 一般県道 矢板塩谷線 矢板市宮川橋
・県土整備部矢板土木事務所発注（指名競争入札）
- 5 「板室発電所発電機修繕等工事」について
・工事箇所 那須塩原市板室896
・企業局今市発電管理事務所発注（随意契約）

（3）審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 今回の工事は「その2」となっていますが、「その1」、「その3」、「その4」はどのような工事ですか。また、どのように分けていますか。
- A 「その1」は流入施設の鋼矢板設置工事、「その3」は流入施設の機械設備工事、「その4」は流入・流出施設の電気通信設備工事であり、工種で分けています。
- Q 価格以外の評価項目のうち、「企業の施工実績」で施工総本数100本以上を2点、100本未満を1点としていますが、この基準を100本とした理由を教えてください。

- A 今回の薬液注入工は、流入施設の施工箇所において地下水位が高いため、施工時に地下水を面的に止水することを目的としています。過去の施工実績から、100本以上の注入を面的な止水と判断し、基準値として採用しました。
- Q 入札参加者が3者とありますが、既に施工している業者が有利であったため3者に限られた、ということはありませんか。
- A 今回の工事は薬液注入工のみで構成され、複雑な内容ではありません。また、これまでに発注した工事との直接的な関連もないため、既に施工している業者が有利になるとは考えていません。

【審議案件2について】

- Q 入札参加者が1者のみであったことについて、どのように考えていますか。
- A 今回の電気通信設備工事は特殊な工事ではありませんが、県としては初めてとなるシールドトンネルによる地下捷水路事業という事業の特殊性があるため、参加者が1者のみとなったのではないかと考えています。
- Q 競争に参加できる者の条件のうち、「入札参加資格の総合点数」について、代表構成員1,000点以上、その他構成員800点以上とありますが、この基準を満たす業者はどれくらいありますか。
- A 代表構成員の基準を満たす業者は全国で約130者、そのうち県内業者は6者です。その他構成員は県内業者23者です。

【審議案件3について】

- Q 指名業者数は標準12者ですが、11者にしたのはなぜですか。
- A 足利管内はSA級2者、A級9者の計11者のみです。標準から2者を限度として増減できるため、11者としました。
- Q 予定価格は事前公表ですか。
- A はい、そのとおりです。
- Q 一括発注ではなく、分割発注しているのはなぜですか。
- A 地域での市道利用状況や仮設工の進入経路確保のため、分割発注しています。
- Q 落札率や各者の入札金額にはばらつきがあることについて、どのように考えていますか。
- A 落札率は98.7%であり、各者が実行予算に基づき積算した結果と考えています。
- Q 現場近くには学校があり、進入路が1本しかありませんが、安全面はどのように確保していますか。
- A 交通誘導員の適切な配置や、人家裏の施工時の仮囲い設置等、安全対策を講じています。
- Q 使用する資材はどの業者が施工しても同じものですか。
- A 標準的な工法を採用し、設計図書で規格等を示しているため、基本的には同一資材となります。
- Q 他の急傾斜対策工事における業者や落札率も同じ傾向ですか。
- A 発注金額等が同規模の工事であれば同様の指名業者選定方法を採用しています。また、落札率も同程度の傾向です。

【審議案件4について】

- Q 今回の工事は「その1」となっていますが、「その2」や「その3」もありますか。
- A 橋面舗装工事を「その2」として発注しています。
- Q 矢板市内の2者が辞退となっていますが、入札に参加していないということですか。
- A 指名決定後に指名停止となり、辞退届が提出されたため、入札に参加していません。
- Q 指名業者は12者ですが、12番目の高根沢町の業者を選定した理由を教えてください。
- A 当該業者は矢板土木事務所管内であり、管内業者として選定しました。
- Q 高根沢町の格付Aの業者は1者のみということですか。
- A 矢板土木管内の格付A業者が今回指名した12者であり、格付Aの業者を全て指名しました。
- Q 橋梁補修工事のことですが、塗装工が主になりますか。
- A 主は伸縮装置工であり、「とび・土工・コンクリート工事」として発注しています。
- Q 概要説明で防水工事があるとお聞きしましたが、どのような工事でしょうか。
- A 橋上の舗装であり、別発注としています。
- Q 入札価格について、落札者と2番目の者の価格差が8万円となっています。この価格差についてどのように考えていますか。
- A 予定価格が事前公表となっており、各社が契約したい金額で入札した結果と考えています。

【審議案件5について】

Q 予定価格は事前公表と事後公表のどちらですか。

A 事後公表です。

Q 予定価格の算定方法はどのようになっていますか。

A 機器単体費や労務費は参考見積りを微取して採用し、諸経費については県の諸経费率を用いて積算の上、予定価格を算定しています。

Q 費用が1億円以上と高額になった理由は何ですか。

A 全国的に前例のない工事であり、専用治具の作成やロウ付け後の組立・調整に費用を要したためです。

Q 他の極間接続部が破断する可能性はありませんか。

A 令和7年4月に発注した発電機分解点検業務委託において、他の7箇所の極間接続部の健全性を確認しています。

Q 修繕箇所の品質確保はどのように判断しましたか。

A 修繕後、絶縁耐力試験等の電気的試験を実施し、その結果から品質が確保されていると判断しています。

Q 今回の工事は板室発電所復旧のため必要最低限の内容だったということですか。

A はい、そのとおりです。

Q 今後、別の業者が板室発電所の工事に参入できるような取組はありますか。

A 温度計等の汎用品交換や細かな設備更新については、水車発電機設置メーカー以外の業者でも対応可能と考えており、契約方法を競争入札としています。

Q 設備の保守点検の契約方法について教えてください。

A 毎月の巡視や3年ごとの点検は直営で実施し、保安規程に基づく約12年周期のオーバーホールは一般競争入札としています。

Q ロウ付けで修繕した箇所は、設置当初（昭和48年）から交換されていない部分ですか。

A はい、そのとおりです。現在契約中の板室発電所主要機器更新等工事において更新予定であった部分です。

Q 保守等の業務委託の中で機器更新について受注者からの見解はありませんでしたか。

A 業務委託においてはませんでしたが、現在契約中の板室発電所主要機器更新等工事において、発電機回転子のコイル巻き替えを行います。